

最高裁判所(第二小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税の更正処分等取消請求上告事件
国側当事者・国

平成25年7月5日棄却・確定

(第一審・高松地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成24年8月8日判決、本資料26
2号-169・順号12019)

(控訴審・高松高等裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成25年1月25日判決、本資料2
63号-17・順号12141)

決 定

上告人	甲
被上告人	国
同代表者法務大臣	谷垣 禎一
同指定代理人	平田 理

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所
定の場合に限られるところ、本件上告理由は、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

平成25年7月5日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	竹内 行夫
裁判官	千葉 勝美
裁判官	小貫 芳信
裁判官	鬼丸 かおる